

議案第62号

令和5年度村道大木喜名線整備工事（1工区）請負契約の変更について

読谷村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年読谷村条例第10号）第2条の規定により、令和5年6月21日議案第38号で議決された令和5年度村道大木喜名線整備工事（1工区）請負契約について、下記のとおり変更したいので議会の議決を求めます。

記

- 1 契約の目的 令和5年度村道大木喜名線整備工事（1工区）
- 2 当初の契約額 金68,310,000円
- 3 変更増減額 増額金19,672,400円
- 4 変更後の契約額 金87,982,400円
- 5 契約の相手方 住 所 読谷村字座喜味2753番地210
商号又は名称 株式会社沖秀建設
氏 名 代表取締役 照屋 秀明

令和5年12月12日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實

収入印紙

貼付欄

建設工事仮請負変更契約書

令和 5年 6月 21日 に締結した契約については、設計変更等により契約事項の一部を次のとおり変更する。

1. 工 事 名 令和5年度村道大木喜名線整備工事 (1工区)
2. 工 事 場 所 読谷村字伊良皆地内
3. 工 期 自 令和 5年 6月 26日
至 令和 6年 1月 31日
4. 変 更 後 の 工 期 自 令和 5年 6月 26日
至 令和 6年 2月 29日
5. 原契約額に対する変更増額 ¥19,672,400-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥1,788,400-)
6. 変更後の請負代金額 ¥87,982,400-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥7,998,400-)
7. 契約保証金 免 除
8. 解体工事に要する費用等

建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をする施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用について別紙のとおりとする。

上記各項を双方承諾の上、本書2通を作成し、当事者記名押印し各自1通を保有するものとする。

令和 5年11月30日

発 注 者 読谷村長 石嶺 傳實

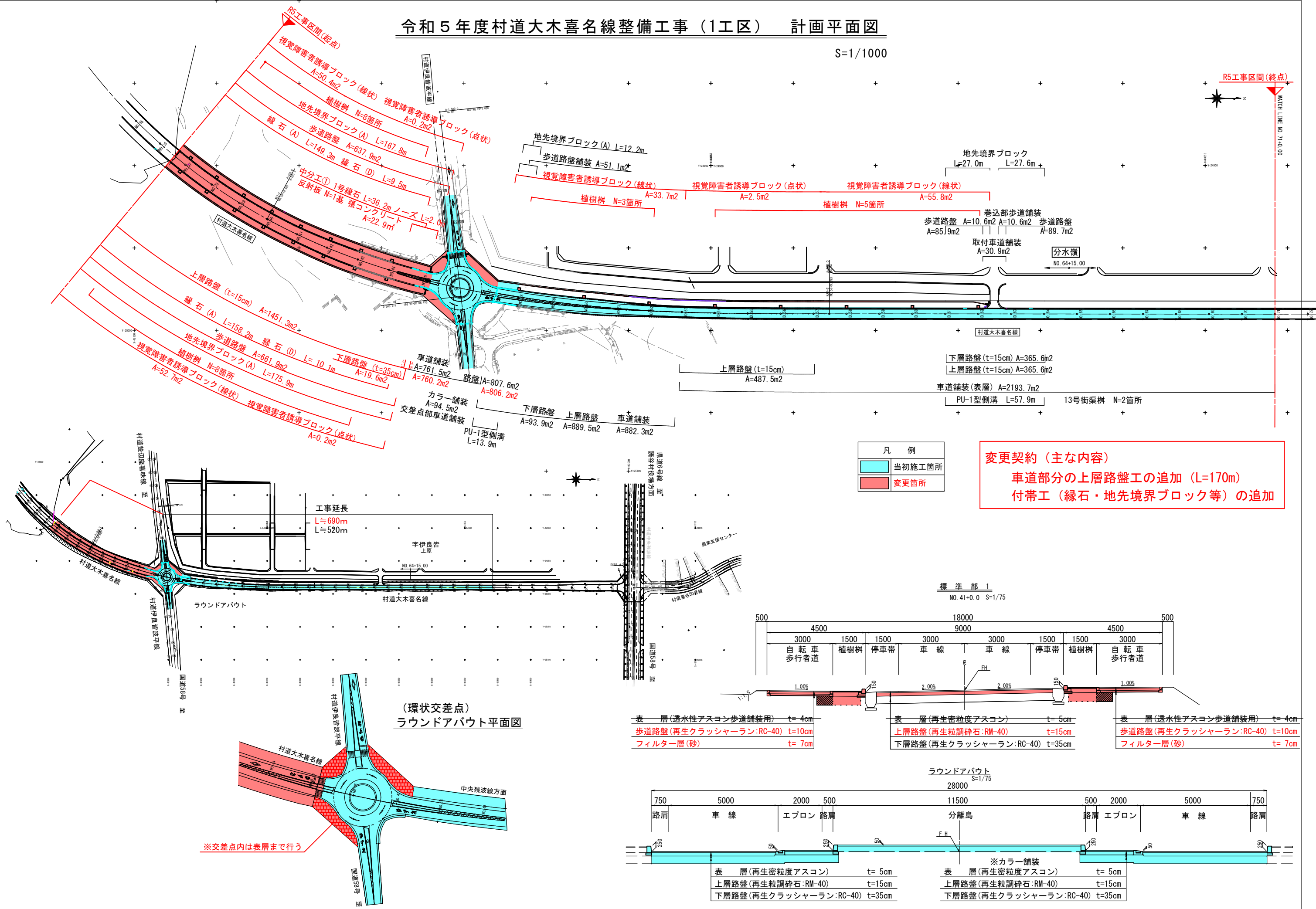
受 注 者 住 所 沖縄県中頭郡読谷村字座喜味2753番地210

商号又は名称 株式会社沖秀建設

氏 名 代表取締役 照屋 秀明 印

令和5年度村道大木喜名線整備工事（1工区） 計画平面図

S=1/1000

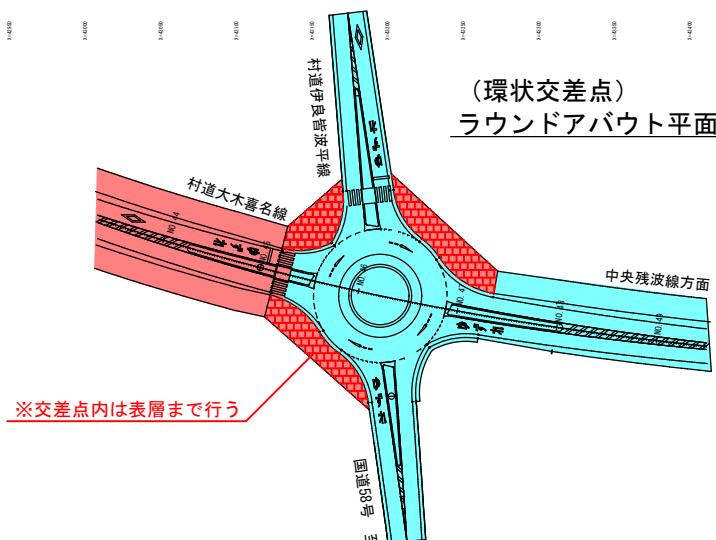


変更契約（主な内容）
 車道部分の上層路盤工の追加（L=170m）
 付帯工（緑石・地先境界ブロック等）の追加

凡例

（青）	当初施工箇所
（赤）	変更箇所

（環状交差点）
ラウンドアバウト平面図



※交差点内は表層まで行う

